

米子市水道局指定給水装置工事事業者

《指定事項変更の手続きについて》

- 提出書類の頭に※がある書類は、水道局ホームページからダウンロードできます。

〈提出書類〉

法 人

提出書類 届出内容	※ 指定 事項 変更 届出 書	※ 誓 約 書	登 記 事 項 証 明 書 又 は (発 行 か ら 3 か 月 以 内)	(定 款 (直 近 合 、 原 本 証 明 必 要) (写 し の 場 合 、 本 証 明 必 要)	位 置 図 及 び 外 観 等 写 真	※ 主 任 技 術 者 選 任 ・ 解 任 届 出 書	主 任 技 術 者 証 明 書 の 写 し 又 は 主 任 技 術 者 免 状 の 写 し 及 び 雇 用 関 係 証 明 書 の 写 し	※ 廃 止 ・ 休 止 ・ 再 開 届 出 書	提 出 期 限 等
名称変更	○	○	○	○	○				変更のあった日 または 廃止・休止した日から30日以内 (廃止の場合、指定事業者証返納)
代表者変更	○	○	○	○					
住所変更	○		○	○	○				
役員の就任・解任 及び改姓など	○	○	○						
廃止・休止								○	
再開								○	再開日から10日以内
主任技術者の選任						○	○		当該事項が発生した日から2週間以内
主任技術者の解任						○			

個 人

提出書類 届出内容	※ 指 定 事 項 変 更 届 出 書	(住 民 票 本 籍 ・ 3 か 月 以 内 番 号 不 要) (発 行 か ら 3 か 月 以 内 不 要)	位 置 図 及 び 外 観 等 写 真	※ 主 任 技 術 者 選 任 ・ 解 任 届 出 書	主 任 技 術 者 証 明 書 の 写 し 又 は 主 任 技 術 者 免 状 の 写 し	※ 廃 止 ・ 休 止 ・ 再 開 届 出 書	提 出 期 限 等
代表者変更	廃止届を提出(指定事業者証返納)後、 新規申請を行う						
住所変更	○	○	○				変更のあった日 または廃止・休止した日から30日以内 (廃止の場合、指定事業者証返納)
氏名変更(改姓など)	○	○					
廃止・休止						○	
再開						○	再開日から10日以内
主任技術者の選任				○	○		当該事項が発生した日から2週間以内
主任技術者の解任				○			

- 個人⇄法人の変更の場合は、廃止届提出後、新規指定申請を行う。
- 法人の組織変更、合併については、内容により届出方法が違います。問い合わせください。

〈申請場所〉

〒683-0008 米子市車尾南二丁目8-1 米子市水道局
給水課 給水工事担当 電話 0859-32-6115、6113